

2027年度 助成事業 募集要項

「よりよい未来を創る志を共にし、学生たちが主体的に社会に貢献し、自らのリーダーシップを育成する活動」を電通育英会は支援します。
教育、地域社会・国際社会貢献、被災地支援、サイエンス、テクノロジー、文化、芸術など、あらゆるフィールドで活動される皆様を広く募集いたします。

公益財団法人 電通育英会は、「社会を牽引する人材を育成すること」を目的として、1963年3月に財団法人として設立され、大学生・大学院生への奨学金給付事業を中心に、様々な事業を展開しております。
そして、あらゆる社会課題に向き合う人材の育成を、さらに一歩進めるための事業として、大学生を中心とする育成活動に取り組む学生団体やNPO法人等を対象に助成事業を行っています。

助成対象となる活動例

グローバルに活躍する人材を育成する活動

文化や価値観の異なる国や地域との国際交流や国際社会貢献を通じた学び、グローバルに活躍するリーダー人材の育成

地域に貢献する人材を育成する活動

地域の課題解決や地域活性化への主体的な取り組み、地域の特色を通じたリーダー人材の育成

サイエンス・テクノロジー・文化・芸術をリードする人材

技術と社会を繋ぐ研究や社会実装を通じた先端分野をリードする次世代人材の育成、文化・芸術界の若手リーダーの育成

応募締め切り
2026年11月30日(月)

学生が自らのリーダーシップを育成する活動に対して、年間15団体程度、1団体あたり上限金額100万円まで助成いたします。詳しくは本募集要項をご確認ください。

助成対象は日本全国です

学生たちが主体的に社会に貢献し、自らのリーダーシップを育成する活動

1 助成対象地域・団体

日本全国で募集します

日本全国の大学公認団体または学生団体、NPOなどの営利を目的としない団体(法人格の有無は問いません)

- ① 日本国内に団体の事務所(拠点)があること
- ② 大学公認団体ではない学生団体・グループの場合は、顧問・指導教員が存在すること
- ③ 団体としての活動実績が2年以上あること

注意事項:助成開始時までに団体名義の口座を保有していること。

2 助成対象 (以下の①～③を全て満たすこと)

① 学生が自らのリーダーシップを育成する活動

社会における様々な領域・分野において自らのリーダーシップを育成し、発揮できる活動であること。

② あらゆる活動分野・テーマが対象

教育、地域社会・国際社会貢献、課題解決、防災・被災地支援、サイエンス・テクノロジー、文化・芸術など、分野は問いません。また、活動規模の大小は問いません。

③ 活動の主体が大学生であること

※大学生が主体となる活動なら、高校生や社会人など、他の参加者に制限はありません。

大学生が主体となって活動し成長するための人材育成プログラムがしっかりとデザインされていること。

【注意事項】

- ▶ 活動する基盤は原則、日本国内であること(活動の一環として、海外での活動を含むものは可)。
- ▶ 単位の取得を前提とする授業の一環としての活動、政治活動、宗教活動は全て助成の対象外とさせていただきます。

3 助成期間

2027年4月1日(木)～2028年3月31日(金)

原則として1年間の単年度助成とします(期間中に完了)。但し、助成活動を継続することにより一層の効果や成果が期待できる場合、再応募を経て、2年間に上限に継続助成することがあります。

4 助成金額 1団体 100万円(上限)

5 助成対象となる経費

本助成事業【学生の人材育成活動】を実施するために必要な経費(※)を対象とします。

主な費目:事務局人件費(助成総額の30%を上限)、諸謝金*1、会議費*2、消耗備品購入費、交通費*3、通信費、郵送料・宅配便費、広報・宣伝費、印刷製本費

*1)外部の専門家や講師に対する謝金 *2)会場費、会議設営費、会議での軽食代など *3)原則、日本国内における助成活動に対して必要な費用に限る

◆自然災害による計画変更や活動上必要となった経費は上記に関わらず事務局へご相談ください。検討の上、柔軟に対応いたします。

※本助成事業と直接関わりのない経費は対象とはなりません。

(例:拠点となる事務所の賃貸費用、水道光熱費、同事務所用の備品購入費など)

6 応募方法

応募に際して以下の**3点**をご提出ください。

- 1: 助成申し込みフォーム(電通育英会ホームページ応募サイトから入力)
- 2: 直近の決算報告書(会計報告書等)
※PDF・様式不問
- 3: 直近の活動内容が分かる資料(パンフレット・活動報告書・パワーポイント資料等)
※PDF(5ページ以内・様式不問)。必ず5ページ以内に収めてください。

書類(2, 3)の
アップロード可能
容量は
3MBです。

当財団ホームページ(<https://www.dentsu-ikueikai.or.jp>)の応募サイトより、
画面の指示に従い、お申し込みください。

① 電通育英会ホームページトップ画面で助成事業をクリック

② 申し込み方法の「助成申し込みはこちら」ボタンをクリック

※画面に内容表示がない場合は、右にある「▼開く」をクリックしてください。

③ 応募画面「助成申し込みにあたって」を確認

④ 助成申し込みフォームに必要事項を入力し、応募に必要な書類2点
(直近の決算報告書、直近の活動内容が分かる資料)を提出

⑤ 送信、応募完了

お問い合わせは
助成事業ページ下部の
お問い合わせより
お願いいたします。

提出書類の控えは
選考結果が
通知されるまで
保管してください。

当財団の事務局にて1次書類選考を行い、通過した団体につきましては、当財団選考委員による2次書類選考を行います。
詳細は事務局より、助成申し込みフォームに入力いただいたメールアドレス宛にご連絡いたします。

※この他に当財団から追加の資料を求めることがあります。

なお、応募いただいた資料は返却いたしませんので、ご了承ください。

助成申請に関する資料は、公益財団法人電通育英会の個人情報保護方針に基づき、責任を持って厳正に管理し、助成事業に関する事務手続き、助成事業の募集・選考を行うことを目的に使用させていただきます。

応募にあたりご不明な点がございましたら、当財団ホームページの助成事業ページにある「お問い合わせ」よりご連絡ください。
以下のどちらかを選択の上、お問い合わせ内容を入力・送信してください。

●助成事業全般に関すること

●申し込み(システム)に関すること

添付資料のデータ容量が大きく助成申し込みフォームにアップロードできない場合もこちらからお問い合わせください。

7 応募受付期間

受付開始

2026年10月12日(月)

【ご注意】郵送・Eメール・FAX・来社による
応募はお受けできません。

受付締切

2026年11月30日(月)

17時30分まで

8 選 考

【選考方法】

財団事務局による1次書類選考、選考委員会による2次書類選考の後、書類選考通過の団体には面接選考を実施し、助成団体を決定いたします。面接選考は全てオンラインで実施いたします。

※面接選考の詳細は、2次書類選考を通過された団体に改めてご連絡いたします。

【選考基準】

《目的と成果》	活動の目的とともに学生が主体的に社会に貢献し、自らのリーダーシップを育成する観点から、学生の成長に十分な成果が期待できるか
《実現性》	体制、計画、予算、スケジュール等が適切で実現可能であり、助成金を有効に活用できるか
《継続性・発展性》	活動に継続性があり、将来的なステップアップや発展する仕組みに期待がもてるか

【助成団体選考委員】(50音順)

鹿住 貴之	認定NPO法人 JUON(樹恩)NETWORK 理事・事務局長
川原崎 祐司	公益財団法人 電通育英会 専務理事
田尻 佳史	認定NPO法人 日本NPOセンター 常務理事
西村 勇哉	NPO法人ミラツク 代表理事
元村 有希子	同志社大学 生命医科学部 特別客員教授

9 採否の決定

選考結果につきましては、2027年3月初旬までに採否を決定し、各応募団体に対して、助成申し込みフォームに入力いただいたメールアドレス宛にお知らせいたします。

10 助成団体の義務

助成団体には活動計画の遂行とともに、下記の5点が義務付けられます。

- ① 助成期間中に団体のホームページや、印刷物等で当該活動内容を紹介する際に、『協力：電通育英会』または『電通育英会助成事業』と必ず表記してください。
- ② 活動報告書の提出・面談(年3回)。面談は全てオンラインで実施いたします。
- ③ 助成期間中、当財団からの問い合わせに、助成団体は迅速かつ誠意を持って対応してください。
また、活動遂行に伴い活動内容が当初の計画から大きな変更が生じる場合は、必ず事前に報告してください。
- ④ 当財団会報誌「IKUEI NEWS」の取材や活動の視察等を求められた場合は、誠意をもって対応してください。
- ⑤ 助成団体交流会(年1回程度、東京にて開催)への参加をお願いいたします。

なお、助成決定の際には、上記に関する「誓約書」を提出していただきます。

11 助成金の支給

助成金の支給は指定口座への振込みにより、以下のとおり行います。

- ① 助成開始時<4月末>:50%支払い
- ② 中間報告書の受領・内容確認後<10月末>:25%支払い
- ③ 最終報告書の受領・内容確認後<翌年4月末>:25%支払い

なお、個人名義の口座にはお振込みできませんので、**団体名義の口座**をご用意ください。

また、不可抗力以外による計画の大幅な変更、実施の不能、中間報告等の作成・提出義務の怠慢などの事態が生じた場合は、助成の中止あるいは助成金の返還を求めることがあります。

<お問い合わせ>

公益財団法人 電通育英会 事務局 山本 真美

当財団ホームページ内の応募サイト「お問い合わせ」よりお願いいたします。